

大分県報

令和五年
号外（一）
一月十三日

（金曜日）

目次

人事委員会規則

職員給与の支給等に関する規則の一部改正	一
通勤手当の支給に関する規則の一部改正	五
職員の初任給調整手当に関する規則の一部改正	六
期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正	八
教育職員の教職調整額の支給等に関する規則の一部改正	八
職員の住居手当の支給に関する規則の一部改正	八
義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部改正	九
外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部改正	九
職員の単身赴任手当の支給に関する規則の一部改正	一〇
再任用短時間勤務職員等の給料月額と端数計算に関する規則の一部改正	一〇
職員からの苦情相談に関する規則の一部改正	一一
職員の給与に関する条例附則第三十九項、第四十一項、第四十三項又は第四十四項の規定による給料に関する規則の制定	一一
職員の高齢者部分休業に関する規則の制定	一七

○人事委員会規則

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年一月十三日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第一号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則（昭和三十二年大分県人事委員会規則第十号）の一部を

次のように改正する。

第六条第二項を次のように改める。

2 職員（次項各号に掲げる職員は除く。）の給料の調整額は、調整基本額に、その者に係る別表第一の下欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

第六条第三項中「前項」を「第二項、第三項及び前項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3 次の各号に掲げる職員の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第一の下欄に掲げる調整数を乗じて得た額に、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

一 地方公務員法第二十二條の四第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。） 職員勤務時間条例第十五条第三項又は学校職員勤務時間条例第十三条第三項により定められたその者の勤務時間を職員勤務時間条例第十五条

第一項又は学校職員勤務時間条例第十三条第一項に規定する勤務時間で除して得た数

二 育児休業法第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。） 職員勤務時間条例第十五条第二項又は学校職員勤務時間条例第十三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を職員勤務時間条例第十五条第一項又は学校職員勤務時間

条例第十三条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）

三 育児休業法第十八条第一項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年大分県条例第四十二号。以下「任期付職員条例」という。） 第四条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。） 職員勤務時間条例第十五条第

四項又は学校職員勤務時間条例第十三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を職員勤務時間条例第十五条第一項又は学校職員勤務時間条例第十三条第一項に規定する勤務時間で除して得た数

4 前二項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が給料月額（前項各号に掲げる職員にあつては、その者に適用される給料表並びにその職務の級及び号給に応じた額。以下この項において同じ。）の百分の四・五を超えるときは、給料月額の百分の四・五に相当する額）とする。

一 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第二に掲げる額

二 定年前再任用短時間勤務職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第二の二に掲げる額

5 第二項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定による給料の調整額が給料月額

百分の二十五を超えるときは、給料月額百分の二十五に相当する額を給料の調整額とする。

第六条に次の一項を加える。

7 第二項、第三項及び第五項の規定による給料の調整額並びに第四項に規定する調整基本額に一円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた数をもつて、これらの規定の額とする。

第七条第二項第一号中「地方公務員法第二十八条の四第一項の規定により採用された職員又は再任用短時間勤務職員（以下「再任用職員」という。）を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第二号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、（再任用短時間勤務職員にあつてはその額）及び「育児短時間勤務職員等にあつてはその額に算出率をそれぞれ」を削り、「額」を「額」に改める。

第十五条の四の次に次の一条を加える。
（端数計算）

第十五条の五 条例第十五条に規定する勤務一時間当たりの給与額及び条例第十六条から第十八条までの規定により勤務一時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げるものとする。

第二十条の二第二項第二号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十三条の二第一項第一号及び第二号を次のように改める。

一 管理監督職員（条例第十一条第一項に規定する職にある職員をいう。以下同じ。）のうち、定年前再任用短時間勤務職員以外のもの 別表第三に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

- イ 別表第三に掲げる区分が一種である職員 一万二千元
- ロ 別表第三に掲げる区分が二種である職員 一万千円
- ハ 別表第三に掲げる区分が三種である職員 一万円
- ニ 別表第三に掲げる区分が四種である職員 九千円
- ホ 別表第三に掲げる区分が五種である職員 八千五百円
- ヘ 別表第三に掲げる区分が六種である職員 八千円
- ト 別表第三に掲げる区分が七種である職員 八千円
- チ 別表第三に掲げる区分が八種である職員 六千円

リ 別表第三に掲げる区分が九種である職員 六千円
ヌ 別表第三に掲げる区分が十種である職員 四千円
二 定年前再任用短時間勤務職員である管理監督職員 別表第三に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

- イ 別表第三に掲げる区分が一種である職員 一万千円
- ロ 別表第三に掲げる区分が二種である職員 一万円
- ハ 別表第三に掲げる区分が三種である職員 九千円
- ニ 別表第三に掲げる区分が四種である職員 八千円
- ホ 別表第三に掲げる区分が五種である職員 七千五百円
- ヘ 別表第三に掲げる区分が六種である職員 七千円
- ト 別表第三に掲げる区分が七種である職員 七千円
- チ 別表第三に掲げる区分が八種である職員 五千円
- リ 別表第三に掲げる区分が九種である職員 五千円
- ヌ 別表第三に掲げる区分が十種である職員 三千円

第二十三条の二第一項中第三号から第十号までを削り、第十一号を第三号とし、第十二号から第十八号までを八号ずつ繰り上げる。

第二十三条の三第一項各号を次のように改める。

- 一 定年前再任用短時間勤務職員以外の管理監督職員 別表第三に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 別表第三に掲げる区分が一種である職員 六千円
- ロ 別表第三に掲げる区分が二種である職員 五千五百円
- ハ 別表第三に掲げる区分が三種である職員 五千円
- ニ 別表第三に掲げる区分が四種である職員 四千五百円
- ホ 別表第三に掲げる区分が五種である職員 四千三百円
- ヘ 別表第三に掲げる区分が六種である職員 四千円
- ト 別表第三に掲げる区分が七種である職員 四千円
- チ 別表第三に掲げる区分が八種である職員 三千円
- リ 別表第三に掲げる区分が九種である職員 三千円
- ヌ 別表第三に掲げる区分が十種である職員 二千円

二 定年前再任用短時間勤務職員である管理監督職員 別表第三に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

- イ 別表第三に掲げる区分が一種である職員 五千五百円

- ロ 別表第三に掲げる区分が二種である職員 五千円
 - ハ 別表第三に掲げる区分が三種である職員 四千五百円
 - ニ 別表第三に掲げる区分が四種である職員 四千円
 - ホ 別表第三に掲げる区分が五種である職員 三千八百円
 - ヘ 別表第三に掲げる区分が六種である職員 三千五百円
 - ト 別表第三に掲げる区分が七種である職員 三千五百円
 - チ 別表第三に掲げる区分が八種である職員 二千五百円
 - リ 別表第三に掲げる区分が九種である職員 二千五百円
 - 又 別表第三に掲げる区分が十種である職員 千五百円
- 附則第一項に見出しとして「(施行期日等)」を付する。
 附則第二項から第五項までを削り、附則第六項を附則第二項とし、同項の次に次の三項を加える。

(条例附則第三十七項の規定を受ける職員の特例)

- 3 条例附則第三十七項の規定の適用を受ける職員に対する第六条第四項、第七条第二項第一号、第二十三条の二第一項及び第二十三条の三第一項の規定の適用については、当分の間、第六条第四項各号列記以外の部分中「応じた額」とあるのは「応じた額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」と、同項第一号中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」と、第七条第二項第一号、第二十三条の二第一項及び第二十三条の三第一項中「定める額」とあるのは「定める額に百分の七十を乗じて得た数(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」とする。
 - (条例附則第三十七項の人事委員会規則で定める職員)
 - 4 条例附則第三十七項の人事委員会規則で定める職員は、監視長、監視、港湾監視、土木巡視、労務技師及び業務技師並びに農務技師、用務員、調理員及び介助員とする。
 (条例附則第三十七項の規定の適用を受ける職員への通知)
 - 5 任命権者は、条例附則第三十七項の規定の適用により給料月額が異動することとなった職員に対しては、人事異動通知書又はこれに代わる適当な方法によりその旨を通知することとする。
- 附則第七項から第十二項までを削る。

別表第二の次に次の一表を加える。

別表第二の二 定年前再任用短時間勤務職員の給料の調整額調整基本額表(第六条関係)

イ 行政職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	5,600円
2 級	6,500円
3 級	7,700円
4 級	8,200円
5 級	8,700円
6 級	9,500円
7 級	10,700円
8 級	11,700円
9 級	13,200円

ロ 医療職給料表(一)

職務の級	調整基本額
1 級	8,900円
2 級	10,200円
3 級	11,800円
4 級	14,000円

ハ 医療職給料表(二)

職務の級	調整基本額
1 級	5,700円
2 級	6,500円
3 級	7,300円
4 級	7,700円
5 級	8,500円
6 級	9,700円
7 級	11,000円

一 海事職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	6,500円
2 級	6,600円
3 級	7,500円
4 級	8,400円
5 級	9,600円
6 級	10,500円

ホ 教育職給料表（一）

職務の級	調整基本額
1 級	7,000円
2 級	8,200円
特 2 級	9,100円
3 級	9,900円（条例別表第六イの備考（二）に定める職員にあつては、10,200円）
4 級	12,500円

ヘ 教育職給料表（二）

職務の級	調整基本額
1 級	6,800円
2 級	8,100円
特 2 級	8,900円
3 級	9,700円（条例別表第六ロの備考（二）に定める職員にあつては、10,000円）
4 級	12,200円

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和五年四月一日から施行する。
（暫定再任用職員に係る経過措置）

- 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年大分県条例第二十七号。以下「令和四年改正条例」という。）附則第十一項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）は、この規則による改正後の職員の給与の支給等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第六条第三項第一号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第六条第四項、第二十三条の二及び第二十三条の三の規定を適用する。
- 前項に規定するもののほか、令和四年改正条例附則第二十四項に規定する暫定再任用短時間勤務職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）は、前項の定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第六条第三項、第七条第二項及び第二十条の二の規定を適用する。
- 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。次項において同じ。）に対する改正後の規則第七条第二項の規定の適用については、同項第一号中「別表第四」とあるのは、「別表第五」とする。

- 令和四年改正条例附則第二十五項の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号）第十七条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員について準用する。
- 給料の調整額に関する経過措置）

- 職員の給与に関する条例（昭和三十二年大分県条例第三十九号）第十条の規定により給料の調整を行う職（次項において「給料の調整額適用職」という。）を占める令和四年改正条例附則第五項又は第八項の規定により採用された職員（次項において「特定暫定再任用職員」という。）のうち、当該職に係る令和四年改正条例第一条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和五十九年大分県条例第十三号）第三条に規定する年齢（令和四年改正条例附則第十三項各号に掲げる職にあつては、令和四年改正条例附則第十四項に規定する年齢）に達した日がこの規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前である職員であつて、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなるものには、改正後の規則第六条並びにこの規則附則第二項及び第三項の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額（暫定再任用短時間勤務職員にあつてはその額に同条第三項第一号に定める数を、同項第二号に掲げる職員にあつてはその額に同号で定める数をそれぞれ乗じて得た額）（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。ただし、これらの給料の調整額の合計が給料月額額の百分の二十五を超えるときは、給料月額額の百分の二十五に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を

切り捨てた額)を給料の調整額として支給する。

7 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧地公法再任用職員(施行日前に地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)の規定による改正前の地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)であった職員であつて、施行日において引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員となり、かつ、施行日から引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員(第三号に掲げる職員を除く。) 施行日の前日にその者に適用されていた調整基本額

二 施行日以後に新たに給料の調整額適用職を占めることとなつた特定暫定再任用職員(次号に掲げる職員を除く。) 施行日の前日に給料の調整額適用職を占める旧地公法再任用職員になつたした場合に令和四年改正条例第二条の規定による改正前の職員の給与に関する条例(昭和三十三年大分県条例第三十九号。以下「改正前の条例」という。)及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎としてこの規則による改正前の職員の給与の支給等に関する規則(以下「改正前の規則」という。)第六条第二項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

三 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなつた特定暫定再任用職員(給料の調整額適用職以外の職を占める職員として次に掲げる場合に該当することとなつた日以後に新たに給料の調整額適用職を占める職員となつたものを含む。) 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧地公法再任用職員になつたとし、かつ、同日に当該場合に該当することとなつた場合(次に掲げる場合に二回以上該当することとなつた場合にあっては、同日において次に掲げる場合に順次該当することとなつたとしてした場合)に、改正前の条例及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として改正前の規則第六条第二項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

イ 給料表の適用を異にする異動をした場合
ロ 職員の職務の級を施行日の前日にその者に適用されていた職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合(同日に旧地公法再任用職員でなかつた者にあつては同日に旧地公法再任用職員になつたとしてした場合に、同日後にイに掲げる場合に該当した者にあつては同日にイに掲げる場合に該当することとなつたとしてした場合に、そ

れぞれ改正前の条例及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合)

8 附則第二項から前項までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は人事委員会が定める。

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年一月十三日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第二号

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当の支給に関する規則(昭和三十三年大分県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第八条の三の見出し中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第十四条第一号イ中「第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改め、「第二十八条の二第一項」及び「(同法第二十八条の三の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。)」を削り、「再任用」を「定年前再任用」に改め、同号ハ中「再任用」を「定年前再任用」に改める。

第十五条の三第二項第一号中「第二十八条の二第一項」を「第二十八条の六第一項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 次に掲げる事由が生じた特定再任用職員(職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和四年大分県条例第二十七号。以下「令和四年改正条例」という。))附則第十一項に規定する暫定再任用職員をいう。)のうち、職員の給与に関する条例(昭和三十三年大分県条例第三十九号。以下「給与条例」という。))第十三条の六第一項第一号又は第三号に掲げる職員であつて、通勤手当の支給に関する規則第十四条第一号に規定する常例にあるものは、給与条例第十三条の六第四項の同条第三項の規定による通勤手当を支

給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員とする。

一 令和四年改正条例附則第五項又は第八項の規定による採用（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。）による改正前の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「旧地方公務員法」という。）第二十八条の二第一項の規定により退職した日（旧地方公務員法第二十八条の三又は令和三年改正法附則第三条第五項若しくは第六項の規定により勤務した後退職した日及び旧地方公務員法第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は令和四年改正条例附則第五項若しくは第八項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

二 令和四年改正条例附則第六項又は第九項の規定による採用（令和三年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第二十八条の六第一項の規定により退職した日（新地方公務員法第二十八条の七第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した日及び新地方公務員法第二十八条の四第一項又は令和四年改正条例附則第六項若しくは第九項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

3 令和四年改正条例附則第六項又は第九項の規定により採用され勤務した後退職した日の翌日に新地方公務員法第二十二条の四第一項の規定により採用された職員に対する改正後の第十四条の規定の適用については、同条第一号イ中「退職した日」とあるのは、「退職した日（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年大分県条例第二十七号）附則第六項又は第九項の規定により採用され勤務した後退職した日を含む。）」とする。

（雑則）
4 前二項に規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会が定める。

職員の内給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年一月十三日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第三号

職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給調整手当に関する規則（昭和三十七年大分県人事委員会規則第十号）の一部

を次のように改正する。
附則第二項を次のように改める。

（条例附則第三十七項の規定の適用を受ける職員の支給期間及び支給額）

2 条例附則第三十七項の規定の適用を受ける職員に対する第六条の規定の適用については、当分の間、同条中「別表」とあるのは、「附則別表」とする。
附則の次に次の附則別表を加える。

附則別表（附則第2項関係）

職員の区分 期間の区分	第2条第1項第1号の職を占める職員	第2条第1項第2号の職を占める職員	第2条第2項の職を占める職員	第2条第3項の職を占める職員
	円	円	円	円
1年未満	258,200	216,000	35,600	31,500
1年以上2年未満	258,200	216,000	35,600	31,500
2年以上3年未満	258,200	216,000	35,600	31,500
3年以上4年未満	258,200	216,000	35,600	31,500
4年以上5年未満	258,200	216,000	35,600	31,500
5年以上6年未満	258,200	216,000	35,600	31,500
6年以上7年未満	258,200	216,000	34,300	31,500
7年以上8年未満	258,200	216,000	33,000	31,500
8年以上9年未満	258,200	216,000	31,800	31,500
9年以上10年未満	258,200	216,000	30,500	31,500
10年以上11年未満	258,200	216,000	29,300	31,500
11年以上12年未満	258,200	216,000	28,000	28,000
12年以上13年未満	258,200	216,000	26,700	24,500
13年以上14年未満	258,200	216,000	25,500	21,000
14年以上15年未満	258,200	216,000	24,500	17,500
15年以上16年未満	258,200	216,000	23,500	14,700
16年以上17年未満	255,400	213,700	22,500	11,900
17年以上18年未満	252,600	211,400	21,600	9,100
18年以上19年未満	249,800	209,100	20,600	6,300
19年以上20年未満	247,000	206,800	19,600	3,500
20年以上21年未満	244,200	204,500	18,600	
21年以上22年未満	232,300	194,800	18,200	
22年以上23年未満	220,300	185,000	17,800	
23年以上24年未満	208,600	175,600	17,100	
24年以上25年未満	196,800	165,800	16,700	
25年以上26年未満	184,900	156,200	16,200	
26年以上27年未満	170,400	143,900	15,800	
27年以上28年未満	156,100	132,000	15,400	
28年以上29年未満	141,800	119,800	14,800	
29年以上30年未満	127,300	107,500	14,600	
30年以上31年未満	111,900	94,900	14,400	
31年以上32年未満	96,600	82,100	13,900	
32年以上33年未満	81,400	69,600	13,300	
33年以上34年未満	59,100	51,400	12,700	
34年以上35年未満	38,200	34,400	12,200	

備考 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。

令和五年一月十三日

大分県報号外（人事委規則）

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年一月十三日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第四号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年大分県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「第二十二條の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」に改める。

第五条の二第二項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第六条第二項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 地方公務員法第二十六条の三第一項に規定する高齢者部分休業（以下「高齢者部分休業」という。）の承認を受けて勤務しなかつた期間については、その二分の一の期間

第十二条第二項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間

第十四条及び別表第一中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 暫定再任用短時間勤務職員（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年大分県条例第二十七号。以下「令和四年改正条例」という。）附則第八項又は第九項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。）は、改正後の第三条第三号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条の規定を適用する。

3 暫定再任用職員（令和四年改正条例附則第十一項に規定する暫定再任用職員をいう。）は、改正後の第三条第三号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の

第五条の二第二項及び第十四条並びに別表第一の規定を適用する。

（雑則）

4 前二項に規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は人事委員会が定める。

教育職員の教職調整額の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和五年一月十三日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第五号

教育職員の教職調整額の支給等に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の教職調整額の支給等に関する規則（昭和四十六年大分県人事委員会規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「第二十二條の四第一項の規定により採用された職員」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 暫定再任用短時間勤務職員（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年大分県条例第二十七号）附則第八項又は第九項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。）は、改正後の第二条に規定する地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項の規定により採用された職員とみなして、改正後の第二条の規定を適用する。

（雑則）

3 前項に規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会が定める。

職員（職員の住居手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和五年一月十三日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第六号

職員の住居手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の住居手当の支給に関する規則（昭和四十九年大分県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された職員」を「第二十二條の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年一月十三日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第七号

義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当の支給に関する規則（昭和五十一年大分県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「第二十二條の四第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」に改め、同条第一号中「地方公務員法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（条例附則第三十七項の規定の適用を受ける職員に係る特例）

2 条例附則第三十七項の規定の適用を受ける職員に対する第四条の規定の適用については、当分の間、同条各号中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

別表第一及び別表第二中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
（経過措置）

2 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年大分県条例第二十七号）附則第十一項に規定する暫定再任用職員は、改正後の第四条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条並びに改正後の別表第一及び別表第二の規定を適用する。

（雑則）

3 前項に規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会が定める。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年一月十三日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第八号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（昭和六十三年大分県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「すべて」を「全て」に改め、同条第三項中「昭和三十三年大分県条例第三十九号」の下に「。以下「給与条例」という。」を加え、「第十四条第一項第一号」を「第十四条第一号」に改める。

附則第二項を次のように改める。

（給与条例附則第三十七項の規定の適用を受ける一般の派遣職員の給与）

2 一般の派遣職員が給与条例附則第三十七項の規定の適用を受ける職員となつた場合には、当分の間、同項の規定の適用を受ける職員となつた日を派遣の期間の初日の前日とみなして、第三条の規定の例により、給与の支給割合を決定するものとする。この場合において、同条第一項中「当該派遣の期間の初日（以下「派遣の日」という。）の前日」とあるのは「給与条例附則第三十七項の規定の適用を受ける職員となつた日（以下「特定日」という。）」と、「派遣の日」とあるのは「特定日」と、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第二項の規定により読み替えられた前項」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「附則第二項の規定により読み替えられた第一項」と、「派遣の日の前日」とあるのは「特定日」と、同条第五項中「前項」とあるのは「附則第二項の規定により読み替えられた前項」と、同条第六項中「派遣の日」とあるのは「特定日」と、「前各項」とある

のは「第三項並びに附則第二項の規定により読み替えられた第一項、第二項及び前二項」と、同条第七項中「第一項又は前項」とあるのは「附則第二項の規定により読み替えられた第一項又は前項」と、同条第八項中「第一項及び前二項」とあるのは「附則第二項の規定により読み替えられた第一項又は前二項」とする。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

職員の単身赴任手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年一月十三日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第九号

職員の単身赴任手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の単身赴任手当の支給に関する規則（平成二年大分県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号イ中「第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改め、「第二十八条の二第一項」及び「（同法第二十八条の三の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）」を削り、「再任用」を「定年前再任用」に改め、同号ハ中「再任用」を「定年前再任用」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 次に掲げる事由の発生に伴い、住居を移転し、職員の単身赴任手当の支給に関する規則第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であつて、当該事由の発生の前直前の住居から当該事由の発生直後に在勤する公署に通勤することが同規則第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とするものとなつた暫定再任用職員（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年大分県条例第二十七号。以下「令和四年改正条例」という。）附則第十一項に規定する暫定再任用職員をいう。）は、職員の給与に関する条例（昭和三十三年大分県条例第三十九号）第十三条の七第三項の同条第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員とする。

一 令和四年改正条例附則第五項又は第八項の規定による採用（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。）による改正前の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「旧地方公務員法」という。）第二十八条の二第一項の規定により退職した日（旧地方公務員法第二十八条の三又は令和三年改正法附則第三条第五項若しくは第六項の規定により勤務した後退職した日及び旧地方公務員法第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は令和四年改正条例附則第五項若しくは第八項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

二 令和四年改正条例附則第六項又は第九項の規定による採用（令和三年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第二十八条の六第一項の規定により退職した日（新地方公務員法第二十八条の七第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した日及び新地方公務員法第二十八条の四第一項又は令和四年改正条例附則第六項若しくは第九項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

3 令和四年改正条例附則第六項又は第九項の規定により採用され勤務した後退職した日の翌日に新地方公務員法第二十二條の四第一項の規定により採用された職員に対する改正後の第五条の適用については、同条第一号イ中「退職した日」とあるのは、「退職した日（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年大分県条例第二十七号）附則第六項又は第九項の規定により採用され勤務した後退職した日を含む。）」とする。

4 この規則の施行の前日に、改正前の第五条第一号イに該当する採用をされた職員については、同条の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

（雑則）

5 前三項に規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会が定める。

再任用短時間勤務職員等の給料月額額の端数計算に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年一月十三日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第十号

再任用短時間勤務職員等の給料月額額の端数計算に関する規則の一部を改正する

規則

再任用短時間勤務職員等の給料月額額の端数計算に関する規則（平成十三年大分県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員等の給料月額額の端数計算に関する規則

本則第一号中「第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「第二十二條の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に、「第七條の二」を「第七條第九項」に改め、本則第二号中「短時間勤務をしている職員」の下に「（附則第二項において「育児短時間勤務職員等」という。）」を加え、「第六項若しくは第九項」を「若しくは第六項」に改める。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（経過措置）

2 育児休業条例附則第五項（育児休業条例附則第六項の規定により読み替えられた育児休業条例第二十一条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた給与条例附則第三十七項の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等について、同項の規定による給料月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該育児短時間勤務職員等の給料月額とする。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（暫定再任用短時間勤務職員等の給料月額額の端数計算）

2 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

一 暫定再任用短時間勤務職員（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年大分県条例第二十七号。以下「令和四年改正条例」という。）附則第二十四項に規定する暫定再任用短時間勤務職員をいう。） 令和四年改正条例附則第二十六項

二 育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務又は育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員 令和四年改正条例附則第二十五項（職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則（令和五年大分県人事委員会規則第一号）附則第五項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた令和四年改正条例附則第二十四項

（雑則）

3 前項に規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会が定める。

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年一月十三日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第十一号

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則

職員からの苦情相談に関する規則（平成十七年大分県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「第二十八条の四又は第二十八条の五の規定に基づく」を「第二十二條の四第一項の規定による」に改める。

第七条中「作成し、」の下に「毎年、苦情相談の概要を」を加える。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 令和十七年三月三十一日までの間における改正後の第三条の規定の適用については、同条第二号中「第二十二條の四第一項」とあるのは、「第二十二條の四第一項又は職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年大分県条例第二十七号）附則第五項、第六項、第八項若しくは第九項」とする。

職員の給与に関する条例附則第三十九項、第四十一項、第四十三項又は第四十四項の規定による給料に関する規則をここに公布する。

令和五年一月十三日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第十二号

職員への給与に関する条例附則第三十九項、第四十一項、第四十三項又は第四十四項の規定による給料に関する規則

（趣旨）

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年大分県条例第三十九号。以下

「給与条例」という。）附則第三十九項、第四十一項、第四十三項又は第四十四項の規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 管理監督職 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十八条の二第一項に規定する管理監督職をいう。
- 二 異動期間 職員の定年等に関する条例（昭和五十九年大分県条例第十三号。以下「定年条例」という。）第九条第一項に規定する異動期間（同項から同条第四項までの規定により延長された期間を含む。）をいう。
- 三 特例任用後降任等職員 法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、給与条例附則第三十九項に規定する異動日（以下「異動日」という。）の前日において第一項特例任用職員（定年条例第九条第一項又は第二項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。）又は第三項特例任用職員（同条第三項又は第四項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。）であつたものをいう。
- 四 特定日 給与条例附則第三十七項に規定する特定日をいう。
- 五 降格 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十五年大分県人事委員会規則第二号。以下「初任給規則」という。）第二条第三号に規定する降格のうち、法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等に伴うものを除いたものをいう。
- 六 初任給基準異動 給与条例第六条第一項の給料表（以下「給料表」という。）の適用を異にしない初任給規則別表第六に定める初任給基準表（第六条第一項第一号において「初任給基準表」という。）に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。
- 七 給料表異動 給料表の適用を異にする異動をいう。
- 八 降号 初任給規則第二条第四号に規定する降号をいう。
- 九 上限額 給与条例第六条第三項の規定により職員が属する職務の級における最高の号給の給料月額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務又は同法第十七条の規定による短時間勤務（以下「育児短時間勤務等」という。）をしている職員にあつては、当該給料月額に職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例（昭和二十六年大分県条例第三十五号。以下「職員勤務時間条例」という。）第十五条第二項又は学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する

条例（昭和三十三年大分県条例第二十四号。以下「学校職員勤務時間条例」という。）第十三条第二項の規定により定められた当該職員の勤務時間を職員勤務時間条例第十五条第一項又は学校職員勤務時間条例第十三条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）をいう。

十 その者の号給等 当該職員に適用される給料表並びにその職務の級及び号給をいう。（給与条例附則第三十九項及び第四十一項の人事委員会規則で定める職員）

第三条 給与条例附則第三十九項及び第四十一項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員（特例任用後降任等職員を除く。）又は警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六条の四第一項の規定による任命により職員となつた者のうち、次に掲げる職員
 - イ 異動日又は給与条例附則第四十一項に規定する任命をされた日（以下この条において「任命日」という。）以後に初任給基準異動をした職員
 - ロ 異動日又は任命日から特定日までの間に降格又は降号をした職員
 - ハ 異動日又は任命日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（異動日又は任命日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）
 - ニ 異動日又は任命日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員
 - 二 異動日又は任命日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額され、又は減額されることをいう。以下同じ。）をされた職員
- （他の職への降任等をされた職員に対する給与条例附則第四十三項の規定による給料の支給）
- 第四条** 法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員（特例任用後降任等職員を除く。）であつて、異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、特定日に給与条例附則第三十七項の規定により当該職員が受ける給料月額（特定日後に第一号、第三号又は第四号に掲げる職員となつたものにあつては、特定日に当該各号に掲げる職員となつたものとした場合に特定日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日

給料月額」という。)が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額(第三号イに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第四条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(次の各号のうち二以上の号に掲げる職員に該当する職員(第三項の規定の適用を受ける職員を除く。))を除く。には、特定日以後の当該各号に掲げる職員となつた日以後、第四条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第四十三項の規定による給料として支給する。

一 異動日以後に給料表異動又は初任給基準異動(以下「給料表異動等」という。))をした職員(第四号に掲げる職員を除く。)) 異動日の前日に当該給料表異動等があつたものとした場合(給料表異動等が二回以上あつた場合にあつては、同日にそれらの給料表異動等が順次あつたものとした場合)に同日において当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に百分の七十を乗じて得た額

二 異動日から特定日までの間に降格又は降号をした職員(第四号に掲げる職員を除く。)) 異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額から、当該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降号後のその者の号給等に対応する給料月額との差額(降格又は降号を二回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額を合算した額)に相当する額を減じた額に百分の七十を乗じて得た額

三 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員(異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。)) 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

イ 特定日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)に算出率を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

ロ イに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に百分の七十を乗じて得た額

四 異動日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員 人事委員会の定める額

五 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされ

た職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に百分の七十を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第四条基礎給料月額」と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する職員であつて同項第五号に掲げる職員に該当する職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員は第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第四条基礎給料月額は、同項第一号から第三号までに規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第一項第一号から第五号までのうち二以上の号に掲げる職員に該当する職員(前項の規定の適用を受ける職員を除く。))には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、給与条例附則第四十三項の規定による給料として支給する。

(特任用後降任等職員に対する給与条例附則第四十三項の規定による給料の支給)

第五条 特任用後降任等職員であつて、仮定異動期間末日(定年条例第九条第一項から第四項までの規定による異動期間の延長がないものとした場合における異動期間の末日をいう。以下同じ。))の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、異動日に給与条例附則第三十七項の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項において「異動日給料月額」という。))が異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この項において「第五条基礎給料月額」という。))に達しないこととなる職員(次条第一項各号、第三項及び第四項に該当する職員を除く。))には、異動日以後、第五条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第四十三項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第五条基礎給料月額」と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

第六条

特例任用後降任等職員であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、異動日に給与条例附則第三十七項の規定により当該職員が受ける給料月額（異動日後に第一号、第三号又は第四号に掲げる職員となつたものにあつては、異動日に当該各号に掲げる職員になつたものとした場合に異動日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「異動日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第三号イに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを切り上げて、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第六条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号のうち二以上の号に掲げる職員に該当する職員（第三項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、異動日以後の当該各号に掲げる職員となつた日以後、第六条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第四十三項の規定による給料として支給する。

- 一 仮定異動期間末日以後に給料表異動等をした職員（第四号に掲げる職員を除く。）
 仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動等があり、同日から異動日の前日まで当該給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合（給料表異動等が二回以上あつた場合にあつては、仮定異動期間末日の前日にそれらの給料表異動等が順次あり、同日から異動日の前日までこれらの給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合）の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（これらの場合において、仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるとときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額
- 二 仮定異動期間末日から異動日までの間に降格（初任給規則第二十三条第三項に該当するものを除く。）又は降号をした職員（第四号に掲げる職員を除く。）
 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）から、当該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降号後のその者の号給等に対応する給料月額との差額（降格又は降号を二回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に百分の七十を乗じて得た額

三 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

- イ 異動日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- ロ イに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額

四 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員 人事委員会の定める額

五 仮定異動期間末日の前日から異動日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第六条基礎給料月額」と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する職員であつて同項第五号に掲げる職員に該当する職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員は第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第六条基礎給料月額は、同項第一号から第三号までに規定する給料月額について異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第一項第一号から第五号までのうち二以上の号に掲げる職員に該当する職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める

額を、給与条例附則第四十三項の規定による給料として支給する。

（降任等相当給料表異動をした職員に対する給与条例附則第四十四項の規定による給料の支給）

第七条 降任等相当給料表異動（法第二十八条の二第一項ただし書に規定する他の職への転任に伴う給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のもの）をいう。以下この条及び次条において同じ。）をした職員（第一項特例任用職員又は第三項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員を除く。第四項において同じ。）であつて、降任等相当転任日（当該降任等相当給料表異動をした日をいう。以下この条及び次条において同じ。）の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第四項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特定日に給与条例附則第三十七項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第七条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、特定日以後、第七条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第四十四項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第七条基礎給料月額」と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 降任等相当転任日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員について適用される第七条基礎給料月額は、第一項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 降任等相当給料表異動をした職員であつて、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第三十七項の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、給与条例附則第四十四項の規定による給料として支給する。

- 一 降任等相当転任日後に給料表異動等をした職員
- 二 降任等相当転任日から特定日までの間に降格又は降号をした職員

三 降任等相当転任日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（降任等相当転任日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）

四 降任等相当転任日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員

第八条 第一項特例任用職員又は第三項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であつて、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第四項各号に掲げる職員を除く。）のうち、降任等相当転任日に給与条例附則第三十七項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「転任日給料月額」という。）が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合の降任等相当転任日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表の適用を受け、同日から降任等相当転任日の前日まで当該給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第八条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、降任等相当転任日以後、第八条基礎給料月額と転任日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第四十四項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第八条基礎給料月額」と転任日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員について適用される第八条基礎給料月額は、第一項に規定する給料月額について降任等相当転任日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第一項特例任用職員又は第三項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であつて、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第三十七項の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、給与条例附則第四十四項の規定による給料と

して支給する。

- 一 降任等相当転任日後に給料表異動等をした職員
- 二 仮定異動期間末日から降任等相当転任日までの間に降格（初任給規則第二十三条第三項に該当するものを除く。）又は降号をした職員
- 三 仮定異動期間末日の日前日以後に育児短時間勤務等をした職員
- 四 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員

（特任用期間降格等職員に対する給与条則第四十四項の規定による給料の支給）

第九条 特任用期間降格等職員（第三項特任用職員のうち、仮定異動期間末日から法第二十八条の二第一項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間において、降格（初任給規則第二十三条第三項の規定によるものに限る。）をされた職員又は給料表異動により当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となった職員をいう。以下この条において同じ。）であつて、仮定異動期間末日の日前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第四項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特任用期間降格等職員となった日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）に給与条則第三十七項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「降格等相当日給料月額」という。）が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第九条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、特任用期間降格等職員となった日から法第二十八条の二第一項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、第九条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額に相当する額を、給与条則第四十四項の規定による給料として支給する。

- 一 次号に掲げる職員以外の職員 特任用期間降格等職員となった日の前日（その者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の日前日から特任用期間降格等職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これより多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額
- 二 仮定異動期間末日以後に給料表異動（当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となるものに限る。）をした職員 特任用期間降格等職員となった日の前日に特任用期間降格等職員となった日において適用される給料表の適用を受ける職員への給料表異動があったものとした場合の特任用期間降格等職員となった日の前日（その者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の日前日に当該給料表異動があり、同日から特任用期間降格等職員となった日の前日まで当該給料表異動後に適用されている給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の日前日から特任用期間降格等職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額

- 三 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員が受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第九条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員が受ける給料月額との差額」とする。
- 四 特任用期間降格等職員であつて、仮定異動期間末日の日前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条則第三十七項の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日から法第二十八条の二第一項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、人事委員会の定める額を、給与条則第四十四項の規定による給料として支給する。

- 一 特任用期間降格等職員となった日の翌日から法第二十八条の二第一項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間に初任給規則第二条第二号に規定する昇格をした職員
- 二 特任用期間降格等職員となった日以後に給料表異動等（給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものを除く。）をした職員
- 三 仮定異動期間末日から特任用期間降格等職員となった日までの間に降格（初任給規則第二十三条第三項に該当するものを除く。）又は降号をした職員
- 四 仮定異動期間末日の日前日以後に育児短時間勤務等をした職員
- 五 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事

- 3 仮定異動期間末日の日前日から特任用期間降格等職員となった日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員について適用される第九条基礎給料月額は、第一項各号に規定する給料月額について特任用期間降格等職員となった日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて算出するものとする。
- 4 特任用期間降格等職員であつて、仮定異動期間末日の日前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条則第三十七項の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日から法第二十八条の二第一項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、人事委員会の定める額を、給与条則第四十四項の規定による給料として支給する。

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員が受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第九条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員が受ける給料月額との差額」とする。

委員会の定めるこれに準ずる職員

(人事交流等職員に対する給与条例附則第四十四項の規定による給料の支給)

第十条

初任給規則第十六条各号に掲げる者から人事交流等により引き続き管理監督職以外の職に採用された職員(以下この条において「人事交流等職員」という。)のうち人事交流等職員となった日(当該日が二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において「みなし異動日」という。))がある者であつて、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員(第四項各号に掲げる職員を除く。)のうち、特定日に給与条例附則第三十七項の規定により当該職員が受ける給料月額(人事交流等職員となった日が六十歳(職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和四年大分県条例第二十七号)第一条の規定による改正前の定年条例第三条第二号に掲げる職員にあつては、六十三歳)に達した日後における最初の四月一日(以下この条において「仮定特定日」という。))後であるときは、仮定特定日に職員であつたものとして給与条例附則第三十七項の規定が適用された場合に仮定特定日に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。))がみなし異動日の前日に職員となつたものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第十条基礎給料月額」という。))に達しないこととなる職員には、人事交流等職員となつた日(特定日前に人事交流等職員となつた場合にあっては特定日)以後、第十条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第四十四項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第十条基礎給料月額」と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 給料月額の改定をする条例の制定により、みなし異動日の前日から特定日(人事交流等職員となつた日が仮定特定日後であるときは、仮定特定日。以下この項において同じ。))までの間の給料表の給料月額が改定された場合における前二項の規定の適用については、人事交流等職員について適用される第十条基礎給料月額は、第一項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 人事交流等職員のうちみなし異動日がある者であつて、人事交流等職員となつた日から

引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第三十七項の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、給与条例附則第四十四項の規定による給料として支給する。

一 かつて第一項特例任用職員又は第三項特例任用職員として勤務していた者で、人事交流等により引き続き初任給規則第十六条各号に掲げる者となり引き続き人事交流等職員となつたもの及びこれに準ずるもの

二 人事交流等職員となつた日後に給料表異動等をした職員

三 人事交流等職員となつた日から特定日までの間に降格又は降号をした職員

四 人事交流等職員となつた日(特定日前に人事交流等職員となつた場合にあっては特定日)以後に育児短時間勤務等をした職員

五 人事交流等職員となつた日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員

又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員

(この規則により難い場合の措置)

第十一条 給与条例附則第三十九項、第四十一項、第四十三項又は第四十四項の規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失うと認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

(雑則)

第十二条 この規則に定めるもののほか、給与条例附則第三十九項、第四十一項、第四十三項又は第四十四項の規定による給料の支給に関し必要な事項は人事委員会が定める。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

~~~~~

令和五年一月十三日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第十三号

職員の高齢者部分休業に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、職員の高齢者部分休業に関する条例(令和四年大分県条例第二十六号。以下「条例」という。))に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

（高齢者部分休業の承認の申請手続）

**第二条** 高齢者部分休業の承認の申請は、書面により、高齢者部分休業を始めようとする日の一月前までに行うものとする。ただし、条例第二条に規定する年齢に達した日（以下この条において「基準日」という。）から基準日の属する年度の翌年度の四月一日までの期間が一月に満たない職員が、基準日から一月を経過するまでの期間内の日から高齢者部分休業を始めようとする場合には、高齢者部分休業を始めようとする日までの間において、速やかに当該申請を行うものとする。

（給与の減額）

**第三条** 条例第四条に規定する勤務しなかつた時間数は、その給与期間（職員の給与の支給等に関する規則（昭和三十二年大分県人事委員会規則第十号。第三項において「給与規則」という。）第三条第一項に規定する給与期間をいう。）の全時間数によって計算するものとし、その時間数に一時未満の端数を生じた場合には、その端数が三十分以上のときは一時間とし、三十分未満のときは切り捨てる。

2 条例第四条に規定する人事委員会規則で定める手当の月額は、特殊勤務手当（手当の額が月額で定められているものに限る。）とする。

3 条例第四条に規定する人事委員会規則で定める時間は、給与規則第十六条第三項に規定する時間とする。

4 条例第四条の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げるものとする。

（高齢者部分休業の休業時間の延長の申請手続）

**第四条** 第二条本文の規定は、高齢者部分休業の休業時間の延長の申請について準用する。（承認の取消し又は休業時間の短縮の同意）

**第五条** 任命権者は、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間を短縮する場合は、書面により、当該高齢者部分休業の承認を受けた職員の同意を得なければならない。

（補則）

**第六条** この規則に定めるもののほか、高齢者部分休業に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。

**附 則**

この規則は、令和五年四月一日から施行する。